

第六回国会 建設委員會議録 第四号

昭和二十四年十一月十七日(木曜日)

午後一時五十七分開議

出席委員

- 委員長 淺利 三朗君
- 理事 内海 安吉君 理事 江崎 眞澄君
- 理事 内藤 隆君 理事 上林 順市郎君
- 理事 村瀬 宣親君 理事 池田 峯雄君
- 理事 佐藤 順造君

- 瀬戸山三男君 高田 弥市君
- 西村 英一君 三池 信君
- 山本 猛夫君 前田 榮之助君
- 八百板 正君 島山 重勇君
- 増田 連也君 高田 富之君
- 久野 忠治君 寺崎 覺君
- 松谷 天光君

出席政府委員 伊東 五郎君

建設事務官 大藏事務官 神代 護忠君

委員外の出席者 閉鎖機関整理 小林正一郎君

閉鎖機関整理委員 溝口 敏麿君

閉鎖機関整理員 依 惠一郎君

委員住宅営 西畑 正倫君

閉鎖算担当者 田中 義一君

専門員 田中 義一君

専門員 西畑 正倫君

十一月十五日

田坂川砂防工事促進の請願(阿左美 廣治君紹介)(第二七五号)

生駒山地すべり防止工事促進の請願(前田正男君紹介)(第二七八号)

姫路以西岡山県境界までの国道改修の請願(堀川恭平君紹介)(第二八〇号)

市川を国道直轄河川に編入の上改修工事施行の請願(堀川恭平君紹介)(第二八一号)

夢前橋架設の請願(堀川恭平君紹介)(第二八二号)

福岡県の上水道及び給水施設復旧の請願(中島茂喜君紹介)(第二九八号)

宇美町の災害復旧費国庫補助増額の請願(中島茂喜君紹介)(第二九九号)

高瀬川改修の請願(松浦東介君紹介)(第三〇一号)

立谷川改修の請願(松浦東介君紹介)(第三〇二号)

広島県の県道改修の請願(宮原幸三郎君紹介)(第三〇三号)

野川坂附近に架橋促進の請願(庄司一郎君紹介)(第三一六号)

寒河江川上流改修の請願(松浦東介君紹介)(第三一七号)

西興部村の道路開設の請願(松田鐵藏君紹介)(第三一八号)

測量現業員に測量士の資格付與の請願(花村四郎君紹介)(第三一九号)

岡山県における府県道二号線中の一部改修並びに国道に編入の請願(橋本龍伍君紹介)(第三二〇号)

福岡県の災害復旧費補助金交付の請願(齋藤速君紹介)(第三二一号)

阿武隈川下流改修工事施行の請願(千葉三郎君紹介)(第三二二号)

大淀ダム調査に関する請願(佐藤重遠君外四名紹介)(第三二三号)

大淀川上流諸支川改修促進の請願

(瀬戸山三男君外四名紹介)(第三二五号)

清武川の復旧工事施行の請願(川野芳滿君外四名紹介)(第三二六号)

宮古橋架設工事施行の請願(菅家喜六君紹介)(第三二七号)

大内川改修の請願(菅家喜六君紹介)(第三二八号)

會津地方の河川改修促進の請願(菅家喜六君紹介)(第三二九号)

倉津川改修工事費国庫補助の請願(松浦東介君紹介)(第三三〇号)

国道二十三号線の一部改修の請願(大西弘君紹介)(第三三一号)

災害復旧事業費国庫補助及び配付税増額の請願(川野芳滿君外四名紹介)(第三三五号)

龜崎、高瀬間の衣ヶ浦に架橋の請願(久野忠治君紹介)(第三三七号)

東葛飾郡の利根遊水地区堤防並びに水門築設工事促進の請願(内藤友明君紹介)(第三三八号)

北見市、若佐村間道路開設の請願(松田鐵藏君紹介)(第三三九号)

大淀川国道直轄改修工事促進の請願(川野芳滿君外四名紹介)(第三四〇号)

郡上郡の砂防工事施行の請願(平野三郎君紹介)(第三四一号)

国道五号線中一部改修促進の請願(國司安正君紹介)(第三四六号)

宝満川改修の請願(高橋權六君紹介)(第三五〇号)

府県道小那吉部線改修の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三五一号)

俵山、古市間府県道改修継続の請願外一件(佐藤榮作君外五名紹介)(第三五二号)

橋本橋を鉄橋に架替の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三五五号)

猪名川改修促進の請願(吉田吉太郎君紹介)(第三五七号)

淀川改修促進の請願(淺香忠雄君紹介)(第三五九号)

災害復旧費予算増額の請願(吉川久衛君紹介)(第三六一号)

小野田市の三道路改修の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三六二号)

宇部市内の戦災道路復旧の請願(佐藤榮作君紹介)(第三三七号)

道路予算増額に関する請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三八二号)

国道二号線外二路線の改修並びには、裝の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三八五号)

小丸川河川統制事業に対する国庫補助増額の請願(川野芳滿君紹介)(第三八六号)

林野行政と砂防行政を建設省に統合の請願(大野伴陸君紹介)(第三九一号)

府県道高森、下松線改修促進の請願(佐藤榮作君紹介)(第三九八号)

矢部川ダム築設反対に関する請願(高橋權六君紹介)(第四〇七号)

下関市内の道路橋りょう整備工事に国庫補助の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第四〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

住宅営団法を廃止する等の法律案(内閣提出第四号)

○淺利委員長 これより會議を開きます。

住宅営団法を廃止する等の法律案(内閣提出第四号)を議題といたします。前會に引続き質疑を継続いたします。池田委員。

○池田(肇)委員 住宅営団法の廃止に伴つて、住宅営団に所屬する多くの住宅が今後どういふ形になつて残るかという事は、大きな問題ではないかと思つてあります。こういう点につきまして、若干建設省並びに大藏省に対して御質問いたします。

まず建設省の住宅局に質問したいのですが、昭和二十三年九月ごろ、住宅営団の整理委員会と建設省では、大体住宅営団の住宅は國家がこれを全部引受けて、管理して、そして適當な家賃で貸し與えるというやうな國家管理案に傾いたが、大藏省がこれに対して強硬に反対したという事實があるのだという事を私聞いて來たのであります。が、そういう事實があるのであるかどうか。第一にこれをお答え願ひたいと思つて。

〔委員長退席、内海委員長代理着席〕

○伊東政府委員 経営住宅の処分につきましては、当初いろいろな案を立てまして、大藏省と折衝したことは事實でございます。その一つの案としまして

第一類第十六号 建設委員會議録第四号 昭和二十四年十一月十七日

て、国が引受けるという案もあつたのでございませう。これは大蔵省が反対——これは立場上そういうことになるのかもしれないませんが、政府全体としまして、財政の關係上国で引受けることは困難だといふ見通しで、別な案をいろいろと進めて参つたのでございませう。

○池田(肇)委員 私が開きましたのは昭和二十三年の九月ごろ大蔵省がそれに反対したという事実があるかどうかというのですが、それは覚えておりませんか。

○伊東政府委員 そのころそういう案を検討いたしましたして、別な案で行こうということに結論はなつたわけでありませう。

○池田(肇)委員 それから今度は昭和二十四年の三月ごろに、建設省の方が關係筋のホイラーという人から、売れ残つたものは建設省が引受けるようにしろ、こういうふうな態度された。その際建設省は大蔵省と数回協議の結果、公債を発行して引受けることに内定した、こういうふうな聞いていますのですが、この間の事情はどうなのですか。

○伊東政府委員 今年の三月ごろ、さらに司令部からも、財政が許すなら国で引受けるという案も含めて、至急に処分案を立てるというお話はございました。ただいま御質問の通りでございます。ただいま御質問の通りでございます。ただいま御質問の通りでございます。

党が政権をとつてから急にその後方針がかつて来て、今度は何でもかんでも競売にしてしまへ、新しく入居させようには、立ちのけと言われたらいつでも立ちのけというふうな証文を入れなければ入れない、そういう誓約書を書かせるというふうなきつい方法になつて来た。だから、初めはそういうのではなくて、建設省が一手に引受けてやるというふうな案の方に大分傾いていたものが、それが本年の初めのころから急にひっくり返りまして、今度は何でもかんでも全部競売だ、そうして立ちのけと言われたらいつでも立ちのけ、毛頭苦情を申すまじくという一札を入れなければ入れないというほどに、嚴重になつて来た、こういうふうな聞いていますのですが、この点はどうですか。

○伊東政府委員 これはいろいろ案を立てて行きます間のいろいろな経過があつたのですが、建設省の住宅政策の面から見ますと、国が引受けてやるというのが最もいいわけでありませう、これは財政との關係もありまして、建設省の希望通りに行くかどうか、必ずしもわからぬわけであり、結局先ほど申し上げました通り、建設省としましては、改善の案でやるということにおちついて来たわけでありませう。

○池田(肇)委員 ところがそういうふうな案が練られた。ところが民自

もあるのでございますが、この写真は去年の末ごろとつた写真であります。いづれも天井は落ち、壁はくずれ落ちて、家の中だからかさをさしてないけれども住めないというふうな、きわめて悲惨な現状の住宅営団の写真であります。閉鎖中だから修理する必要はないと言つて全然修理しなかつた。そうして結局入居者は、営団の方で修理してくれないからというので、自分で金を出して修理した。こういう現状であつたというのですが、これはいかがでございますか。これは真実ですか。

○伊東政府委員 いただいた非常なことに對して、修理を怠つておるといふ關係、これはいろいろいきさつがありませうが、閉鎖機関の方から御説明を申し上げます。

○小林説明員 速記をとめていただきますが……。

○淺利委員 速記をとめて。

○池田(肇)委員 速記を始めて。金がないから修理できなかつたと言いますけれども、この比較損益計算書を見ますと、利子の収入だけでも千六十万ばかりあるので、大分お金持ちのようなんです。それから営団の事務員の人たち、整理委員会の人たちがらつてゐる給料、旅費、また委員会経費、こういうものも実に莫大な数に上つておられます。この給料が二十四年八月二十五日までで、二億三千六百五十二万円というふうな莫大な給料です。それから旅費も二千五百七十三万円です。一体閉鎖後これほど莫大な給料、莫大な旅費がどうして必要なんです。二千五百万円の旅費を何人

で一体旅行するのです。こういう莫大な旅費、給料をとつておいて、一方の家屋は立ちくずれのままにして置くというふうなことをやつておるから、莫大な赤字が出て来るのではないから、そういう赤字をだれが補填するのですか。それはあとでお聞きするとして、そういう営団というものの經理が一体金がない、損していると言いますけれども、こういうところでも莫大な支出が出てゐるという、その理由をお聞かせ願いたいと思つておられます。

○僂説明員 私から御説明することはどうかと思つておられますが、清算費が非常にかさんでおる。そのために人件費等がよいに使われておるといふ御質問でございませうが、住宅営団は閉鎖のときに約五千人おりました、それが現在三百四十二人に順次入居を減らして参つたのであります。ただ六万三千戸の賃貸住宅を処分いたしますのに、はたして現在の人間の減りぐあいが少ないかつたかどうかというところに参ると思つておられますが、事務を担当しておられます者といつたしましては、六万三千戸の住宅と申しますと、大体十坪平均でございませうから、六十四、五万坪の建物であり、それに要します敷地は二百万坪ぐらゐになると思つておられます。一括公共団体への引受けが困難でございますので、個人対象にこれを売ります場合に、住宅営団の住宅は御承知のように、初めの住宅営団として建てましたときには、売れる対象として建てておりましたので、長屋建も大分ございませう、それを個人々々に切り売りをしていただきます、これが実測、分割等には非常な手数料がかかるのでございまして、一口に六万三千戸の住宅

を処分するのには、現在までの人員の減りぐあいで少ないという御意見だと拜聴したのでございませうが、私も事務をやつておる者といつたしましては、人の面における冗費はそれほどかかつていないのではないかと。むしろ現在の人員をもつて今のことをしていただきますのは、精一ぱいである。しかも実は六万三千戸の住宅のほかに、分譲住宅が閉鎖のときに約三万戸持つておりました、これらの金の取立て、また金の落みしました者の所有権の移転登記等を手がけておられます住宅は、十万户を越しておりますので、これをそれ〴〵清算事務の線に沿つて処理して行きますのは、相當な仕事であるといふことを御了解願いたいと思つておられます。なおその他の費用が非常にかかりましたのは、やはり住宅を持つておられますと、家屋税が最近非常に増徴となつておられます、また火災保険料その他も支出しておりますので、住宅の処分、これを大蔵省の固有財産の拂下げ等によりまして、信託会社その他に委託いたしますれば、別な方法があつたかと思つておられます、清算事務そのもので、これを処理いたしますことは、相當困難が伴つた。また現在非常に困難であるといふことをひとつ御了解を願いたいと思つておられます。

○池田(肇)委員 御理解願いたいと思つておられますが、あなたに御説明だけではなかつた、納得が行かないのであります。こういうふうな印刷物を何べんひつくり返して見ました、大福帳を見ているようなものでして、とても内容がわかるものではないのですが、二、三お聞きいたしますと、この比較損益

計算書の中で二十二年四月一日までの通信費はゼロで、二十四年八月二十五日までの通信費が三百七十万円になっている。広告料も二十二年四月一日までの分はゼロで、その後の分が三百五十七万円になっている。図書費、収入印紙、修理費、運搬費というようなものも四月一日までがゼロで八月二十五日までの分が相当計上されている。こういったようなのはどういいうわけですか。それから資材の損益勘定、不動産損益勘定、機械器具損益勘定、こういつたようなものも二十二年四月一日までの分は出ておりませんが、それ以後の分が莫大に出ている。これを見ますと比較計算書にならないと思うのですが、どういいうわけですか。

○池田(峯)委員 片つ方は三箇月で片つ方は二年間のものではないですか。比較にはならぬわけですか。

○池田(峯)委員 さういふ資料は私には困るのです。もう少しわかるような、比較になるような資料を出していただかないと、委員会が審議をするにしても何の役にたつたかと思いません。

○池田(峯)委員 この比較損益計算書で二十二年四月一日を基本にいたしましたのは、閉鎖まで三箇月間がゼロになっていると見越したのでございますが、この前も御説明申し上げましたように、閉鎖の二十一年十二月二十三日からある年の三月三十一日まで指定業務をいたしてございまして、引続き仕掛住宅をいたしてございまして、この間は従来の営団が存続しておつたと同じように扱つてバランス・シートを立てておりますので、ここに出ておりますのは完全閉鎖になりました四月一日を基本にいたしました。給料その他のものは四月一日から三箇月間を計上してございまして、その他は仕掛住宅をいたしてございまして、関係上、こちらへ原価で入つておるために落ちておるものではないかと。

○池田(峯)委員 それは三箇月間のものでございませぬ。

○池田(峯)委員 それは三箇月間のものでございませぬ。

○池田(峯)委員 片つ方は三箇月で片つ方は二年間のものではないですか。比較にはならぬわけですか。

○池田(峯)委員 さういふ資料は私には困るのです。もう少しわかるような、比較になるような資料を出していただかないと、委員会が審議をするにしても何の役にたつたかと思いません。

○池田(峯)委員 この比較損益計算書で二十二年四月一日を基本にいたしましたのは、閉鎖まで三箇月間がゼロになっていると見越したのでございますが、この前も御説明申し上げましたように、閉鎖の二十一年十二月二十三日からある年の三月三十一日まで指定業務をいたしてございまして、引続き仕掛住宅をいたしてございまして、この間は従来の営団が存続しておつたと同じように扱つてバランス・シートを立てておりますので、ここに出ておりますのは完全閉鎖になりました四月一日を基本にいたしました。給料その他のものは四月一日から三箇月間を計上してございまして、その他は仕掛住宅をいたしてございまして、関係上、こちらへ原価で入つておるために落ちておるものではないかと。

○池田(峯)委員 それは三箇月間のものでございませぬ。

○池田(峯)委員 それは三箇月間のものでございませぬ。

○池田(峯)委員 片つ方は三箇月で片つ方は二年間のものではないですか。比較にはならぬわけですか。

○池田(峯)委員 さういふ資料は私には困るのです。もう少しわかるような、比較になるような資料を出していただかないと、委員会が審議をするにしても何の役にたつたかと思いません。

からそれ／＼融資を受けておりますが、当初どれだけ融資を受けて、それをどういふふうに戻したか。その明細簿をひとつ出していただきたい。一方においては住宅の方は修理しないでおいて、金融機関にだけこれを返済してあるのか。金融機関にも返済しない住宅の方も直さないでいられたら、一体その金はどうなつておるのか。こういう金融機関から借りました金と、その返済の実情を資料として御提出願いたいと思つております。

○池田(峯)委員 比較損益計算書という簡便の方をばらばら願つておると思うのですが、差上げましたもう一つの大きい方のバランス・シートには、閉鎖の昭和二十一年十二月二十三日の完全閉鎖になりました二十二年四月一日の帳じり、その二つの増減と、今年の八月二十五日の比較が出ておるもので、実はその方と比較の対象として出し、片方の小さいのは完全閉鎖になりましたときの勘定簿の帳じりと今年の八月二十五日を比較して出したのでございませぬ。

それから先ほどの国庫補助収入の件でございませぬが、これは閉鎖になりました二十一年度で約一万户完成しておると思つたので、補助住宅をいたしてございまして、二分の一の補助金を政府からいただきました。それが閉鎖前に収入した分は帳簿に入つておりますが、五千九百万円は二十一年度の分を十二月二十三日の閉鎖後に入れたので、これが載つておるわけではないかと。

○池田(峯)委員 初めから願います。

○池田(峯)委員 それでは御説明申し上げます。それは住宅営団事業年度別貸借対照表並びに損益計算書がお手元に行つておるはずでございませぬ。

○池田(峯)委員 さういふものを言つておるのではない。もつと詳しく、たとえ共同融資というものがあつて、住宅営団に対しては復興金融庫、勸業銀行、三和銀行、帝國銀行、富士銀行、大阪銀行日比谷支店、第一銀行、東海銀行東京支店あるいは北海道拓殖銀行というふうな銀行が共同融資になつておるわけですか。これが初めからどれだけの融資をして、どれだけの返済をされておるかということをお資料として出していただきたい。

○池田(峯)委員 融資と返済だけ聞けばいい。

○池田(峯)委員 それはちよつと申し上げますが、各事業年度について申し上げますと、大体十六年度には政府出資が一億五千万円ございまして、十七年度には二千万円、十八年度も二千万円、十九年度も二千万円、その政府出資とそれから住宅債券の発行とがございまして、そのほか短期借入金もいたして毎年度事業をやつておりました。その住宅債券の引受けは大体初年度におきましては預金部またはその当時の簡易保険局、貯金保険局等のお引受けを願つておりましたが、一部融資団が結成されましたので、途中で住宅債券の

引受けを願つております。それから融資による短期借入れもございませぬが、資料として融資団に関するものと、住宅債券の年度別の引受けと、短期借入金と融資団の分とをお出したします。預金部とか貯金部とかの関係はよろしゅうございませぬか。民間融資団だけでよろしゅうございませぬか。

○池田(峯)委員 できればそれも願ひませぬ。それで大蔵省の方はその資料が出てから御質問したいと思つておる。次は建設省の方に伺います。大体住宅は人為的に荒廃させられておるわけですか。この前質問も出たと思つておるが、東京都は一億円で契約を結んで、復興建設株式会社に代行させて今強硬な売却処分を臨んでおる。この会社の相談役の山下太郎という人は、二十一年から二十二年にかけて営団の仕掛住宅や資材等の権利譲渡に暗躍してました、といふ「真相」の種になるのですけれども、もうからないで結局失敗したという経歴の持主でありませぬが、今度はこの人にもうけさせるのだらうといふうわさも巷間にあるといふのであります。こういう営利的な復興建設株式会社というふうなものに住宅の処分を請負わせるやり方は、はたして建設省の住宅方針に矛盾しないのであるかどうか、この点をお聞きしたいと思つておる。この間建設省に参りましたときに、復興建設株式会社が一億円で残余の住宅の一切を引受けたのであります。この一億円で引受けた住宅の中には、ちよつと改造すれば一軒で一億四千万の値打の出るものもあるといふことを私聞いて来たのであります。住宅として使われないならばどういふことでもありませぬといふふう

に伺つております。そういうことにな  
りますと復興建設株式会社はどうする  
か。これは住宅にしようとするよう  
とかまわれないのでありますから、当然  
住人を追い出して何かに改築して高く  
売りつけるというようなことを考える  
にきまつておるのであります。今まで  
任んでいた人たちは当然追い出されて  
来る。だから建設省がこういう残酷な  
結果を招くであろうこの措置を平然と  
とつておられることは、まづたくわ  
れわれとして不可解である。当然これ  
は弾劾しなければならぬ問題である  
とわれわれは考えるのであります。建  
設省としてはこの問題の成行き、真  
相、それからこの復興建設株式会社に  
よつて当然押売り、競売、立ちのきを  
強制される、この住民の問題をいかに  
して解決するか。こういう方策につい  
て詳細に承りたいと思つております。

○伊東政府委員 お答えいたします。  
この売れ残りの住宅がまだ相当ござい  
ます。そのうちで東京都の分が大部分  
を占めておりますので、二十六年三月  
末までにこの処分を完了するというた  
めには、東京都の分をどうするかとい  
うことで――ほかの府県の分もありま  
すが、これは東京都が解決すれば、ま  
ずその筆法で割合案に行けるのじやな  
いか、こういうふうな考えますので、  
東京都のものをまずいり／＼と進めて  
来たわけでありまして、それでこれは東  
京都へ一括分譲したいということで、  
東京都という／＼折衝いたしまして  
が、この起債の問題などつかまえてお  
りました。起債の問題も解決しまし  
て、一億円で東京都に一括分譲する  
というふうなことにきまつたわけござ  
います。東京都へ処分いたします具体的

な処分の仕方につきましては、これは  
閉鎖機関の整理の問題でございますか  
ら、大蔵省と閉鎖機関整理委員会と都  
との間の話し合いで決定される問題な  
のであります。建設省としましては、お  
話の通り、住宅政策の立場からこれに  
深い関係を持つておられるわけであり  
ます。東京都が引受けるについては、東  
京都の職員の間で、いろいろ／＼東京  
都に都合がありまして、引受けて、さ  
らにこれをむしろ専門と言いますか、  
民間の会社にこの具体的な事務をまか  
せてやろうというのを、東京都では  
考へておつたわけでございます。建設  
省にも、そういう方法でやりたいがど  
うかという申入れがあつたわけござ  
います。私どもの立場としましては、  
住宅政策の面から、そういう方法をと  
らざるを得ないということになりまし  
たならば、この会社を住宅政策の面か  
ら十分東京都が責任をもつて監督して  
もらわなければならぬ、それから清算  
は一日も早く促進してもらわなければ  
ならぬ、また共同融資との関係にお  
きまして、会社の介入について適当  
な会社を推薦する、共同融資の推薦  
による、こういう諸点をあげまして、  
東京都に対して、そういう方法ならば  
よろしかろう、こういうふうな方針を  
とつております。これはまだ東京都と  
会社の問題は決定までには至つており  
ませんが、大体そういう方針で東京都  
直接でなく、会社に直接の事務を扱わ  
せるということもやむを得ないじやな  
いか、十分住宅政策の面から監督しつ  
つ、そういうふうに行くこともやむを  
得ないじやないか、こういうふうな考  
へておられるわけでありまして、繰返して申  
しますが、その場合におきまして、

住宅政策の面から、現居住者に対し  
て、急激な不安と動揺を興えるような  
ことは一切認めないつもりでございます  
して、東京都を通じてその御心配の点  
は十分監督するつもりであります。  
○池田(肇)委員 その最初東京都へ引  
受けさせるという折衝は、官庁はどこ  
の官庁でやつたのですか。建設省で  
すか、大蔵省ですか。  
○伊東政府委員 この閉鎖機関の問題  
は大蔵大臣の所管でありますので、大  
蔵省が主としてやられたわけでありま  
すが、われわれの方としましては十分  
相談にも乗つております。意見も出し  
ております。  
○池田(肇)委員 その相談に乗り、意  
見も出しましたときに、あなたたちと  
しては、この復興建設株式会社という  
ようなものが、東京都の代行をやると  
いうことは、全然知らなかつたとい  
うのですか、知つておりましたか。  
○伊東政府委員 知つておりました。  
○池田(肇)委員 知つておつて、当然  
この会社が利益追求を主眼として、そ  
うして押し売りや、競売や、立ちのき  
を強硬にやるであろうということをや  
想しておりましたか。  
○伊東政府委員 これは先ほどの答弁  
でも明らかと思つておりますが、そう  
いふ押し売り、強制立ちのきというこ  
とは、嚴重に取締るつもりでおります。  
○池田(肇)委員 つもりでいるのはけ  
つこうですが、現にそれがやられてい  
る。これは全日本借家人組合の方から  
も、現に今やられておるというこ  
とが、るる私の方へ報告が来ているので  
あります。こういう問題についてど  
ういうふうにしたならば、今まで住ん  
でいる人たちに不便をかけず、犠牲を

かけないでいかうかということも、十分  
討論した上で、そういう折衝に当られ  
たかどうかというのです。それは東京  
都にただそういうことのないようにと  
いうことしか考へていなかつたので  
すか。  
○伊東政府委員 これは繰返して申す  
ようでありまして、会社と東京都との  
契約はまだできておりませんので、そ  
ういう押し売り、強制立ちのきとい  
うことはやり得るはずがないのでござ  
います。何かの間違ひじやないかと思  
います。これから大体そういう会社にや  
らせるという方針は認めるつもりで  
ございますから、将来そういう問題が起  
きるような懸念がございましたらば、  
これは嚴重に監督して参りたいと思  
います。それから何か一つの家に対して  
一億ぐらいの金が出るというお話があ  
りました。それは入つておる人を強  
制立ちのきを命じて、からにして、何  
かいいものに使うということになれ  
ば、あるいは一億かどうか知りませ  
んが、相当の価格になるかも知れませ  
ん。しかしそういうことを認めるとい  
う前提はないのでございまして、人  
が入つておる家を、そういう一億に評  
価するということは実際上できないわ  
けでございます。それはあり得ない  
ことと思つております。

を、これを換算して一億円になるはず  
がない。それならば東京都ではまるま  
る損をしますよ。ですから一億とい  
金を生むためには、必ずそういうこと  
をやらなければ一億という金は生ま  
ない。そういう実情をあなた方はそう  
いふ言ひをするならば、一億になる  
という資料があるなら出していただき  
たい。われわれ／＼現地を見て来た実情  
は、なるほどこの家を買つては損だ。  
これはただもつても損だ。ただで買  
つたつて、一億円ぐらいの修繕費を  
かけなければ自分の家にならない。も  
つたつて損ですよ。これは五千万ぐ  
いの金つきでもらわなければとても住  
めないという家なんです。全部が全  
部というわけではありませんが、そ  
ういふところがあるのです。それをひ  
つくるため一億で買つておるわけです。だとす  
るならば、その一億という金を生み  
出すためには、当然一方において、そ  
ういふ目ぼしい建物についてこれを高  
く売りつけるということを考えないば  
か、世の中にはありません。しかも  
これは東京都がやるのではなくて、株  
式会社がやるのです。株式会社は営  
利会社です。それが何と言つたつて、  
株式会社は営利会社です。公共団体で  
はありません。従つてこの営利会社  
がやることは、これはどんな悪辣な  
ことをやるか、私は今から十分予想  
することができ。しかもこの会社の  
相談役である山下太郎という人は、  
すでに営利の仕掛住宅や資材の権利譲渡で、  
相今までもに報酬を振つた人だとい  
うので、やりかねない。そういう  
問題について住宅局が非常にいま  
しからぬと思う。特にこの閉鎖省に

を、これを換算して一億円になるはず  
がない。それならば東京都ではまるま  
る損をしますよ。ですから一億とい  
金を生むためには、必ずそういうこと  
をやらなければ一億という金は生ま  
ない。そういう実情をあなた方はそう  
いふ言ひをするならば、一億になる  
という資料があるなら出していただき  
たい。われわれ／＼現地を見て来た実情  
は、なるほどこの家を買つては損だ。  
これはただもつても損だ。ただで買  
つたつて、一億円ぐらいの修繕費を  
かけなければ自分の家にならない。も  
つたつて損ですよ。これは五千万ぐ  
いの金つきでもらわなければとても住  
めないという家なんです。全部が全  
部というわけではありませんが、そ  
ういふところがあるのです。それをひ  
つくるため一億で買つておるわけです。だとす  
るならば、その一億という金を生み  
出すためには、当然一方において、そ  
ういふ目ぼしい建物についてこれを高  
く売りつけるということを考えないば  
か、世の中にはありません。しかも  
これは東京都がやるのではなくて、株  
式会社がやるのです。株式会社は営  
利会社です。それが何と言つたつて、  
株式会社は営利会社です。公共団体で  
はありません。従つてこの営利会社  
がやることは、これはどんな悪辣な  
ことをやるか、私は今から十分予想  
することができ。しかもこの会社の  
相談役である山下太郎という人は、  
すでに営利の仕掛住宅や資材の権利譲渡で、  
相今までもに報酬を振つた人だとい  
うので、やりかねない。そういう  
問題について住宅局が非常にいま  
しからぬと思う。特にこの閉鎖省に

を、これを換算して一億円になるはず  
がない。それならば東京都ではまるま  
る損をしますよ。ですから一億とい  
金を生むためには、必ずそういうこと  
をやらなければ一億という金は生ま  
ない。そういう実情をあなた方はそう  
いふ言ひをするならば、一億になる  
という資料があるなら出していただき  
たい。われわれ／＼現地を見て来た実情  
は、なるほどこの家を買つては損だ。  
これはただもつても損だ。ただで買  
つたつて、一億円ぐらいの修繕費を  
かけなければ自分の家にならない。も  
つたつて損ですよ。これは五千万ぐ  
いの金つきでもらわなければとても住  
めないという家なんです。全部が全  
部というわけではありませんが、そ  
ういふところがあるのです。それをひ  
つくるため一億で買つておるわけです。だとす  
るならば、その一億という金を生み  
出すためには、当然一方において、そ  
ういふ目ぼしい建物についてこれを高  
く売りつけるということを考えないば  
か、世の中にはありません。しかも  
これは東京都がやるのではなくて、株  
式会社がやるのです。株式会社は営  
利会社です。それが何と言つたつて、  
株式会社は営利会社です。公共団体で  
はありません。従つてこの営利会社  
がやることは、これはどんな悪辣な  
ことをやるか、私は今から十分予想  
することができ。しかもこの会社の  
相談役である山下太郎という人は、  
すでに営利の仕掛住宅や資材の権利譲渡で、  
相今までもに報酬を振つた人だとい  
うので、やりかねない。そういう  
問題について住宅局が非常にいま  
しからぬと思う。特にこの閉鎖省に

もつて散会いたします。  
午後二時四十五分散会

行きまして、建設事務官の小西さんという人に会つていろ／＼聞いたのですが、盛んに小西さんが弁解しておる。一億円、あれは決してもうけにはなりませんというのを盛んに弁護しておる。こういうことで建設省というものが、ちやんとそういうものを先の先まで見通した上で折衝に乗つていけるのじやないかという気がする。つまりはつきり言えば、復興建設株式会社にもうけさせるために、何らかのあれがあるのじやないかというようなわれ／＼は疑惑の念すら持たざるを得ない。この点については水かけ論になるから、住宅局長の今までの私の言つたことに対する御意見を一応聞きまして、あとでまた御質問いたしますが、この点はこれで打切ります。それで東京都へ譲渡したこの一億円の金は、一体どこへ行くのかということをお蔵省の方へ聞きたい。

○神代説明員 ただいまのお話の売却代金の一億円はどうなるか。これは閉鎖機関整理委員会の方に入りました。先ほどちよつと説明がありました日本銀行の勘定に入りまして、これをその後の債務弁済に充当することになります。

○池田(肇)委員 金融機関に入るわけですね。

○神代説明員 一般市中金融機関には入りません。全部日本銀行の中に入ります。

○池田(肇)委員 はつきり言つてください。

○神代説明員 拂う相手方は、みな住宅営団に対する債権者に拂つております。その順序は公租公課、担保付債権、従業員にの債権、それから一般の債

権というふうに拂つております。

○池田(肇)委員 そうすると、この一億円という金は結局債権者に行く。その債権者の中で一番大きな債権者というのはたれですか。銀行じやないですか。

○神代説明員 一番大きいのは預金部でございます。

○池田(肇)委員 預金部というのは順位は下でしょう。

○神代説明員 他の金融機関と同一順位です。

○池田(肇)委員 この次の委員会までにその一億の金を優先的にどこへ支拂うかということ、先ほどの私の資料要求と一緒に御提出願いたいと思ひます。大体私の質問はききようはこれで終ります。

○神代説明員 今の御質問にもう一べんお答えいたしますが、この一億円を別にどこかにとつておいて、それを別にまた別に拂うといつたようなものじやなく、閉鎖機関令に従ひまして、債務支拂いの順については省令がございませう。この債務弁済の省令に従つて順々に拂つて行く。ですからこの金を特にたれかに優先的に拂うということは法律の建前上できないわけでありませう。

○内海委員 ちよつと本日は松平参議院議長の告別式が三時までで終るようであります。われ／＼はこの程度で質問を中止いたしました。告別式に参列するために散会を希望するものであります。

○浅利委員長 ただいまの内海君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○浅利委員長 それでは本日はこれを

昭和二十四年十二月二日印刷

昭和二十四年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所